

## 「第5次基本計画（案）」に対する意見

### はじめに

この度発表された「第5次基本計画（案）」につきましては、平成27年以降当法人が要望

してきた、「刑法39条不起訴事件」「医療観察法処遇事案」の被害者等に対する支援施策について言及した画期的な提案として高く評価するとともに、貴職をはじめ関係機関のご尽力に深く敬意を表するものです。本意見書は、「第5次基本計画（案）」に対し基本的に

賛同の立場から、主として計画の具体化に当たって必要な事項について要望するものです。

#### （1）「犯罪被害者等」の定義について

「犯罪被害者等基本法」の第2条2項の定義は、「刑法39条不起訴事件」「医療観察法処遇事案」の被害者にも適用されることを明示する。（但し、刑事訴訟手続き上の処遇差異の不合理については国の責任で一般刑事事件被害者と同等の保障をすること）

#### （2）「刑法39条不起訴事件」に関する被害者支援について

- ①検察官による不起訴処分の理由・支援等の説明を徹底する。
- ②不起訴記録の弾力的開示を周知徹底する。
- ③「検察審査会」への異議申し立てを容認する。

#### （3）「医療観察法被害者」への審判傍聴、心情伝達等の情報提供の制度改善について

- ①医療審判への代理人弁護士と付添人の傍聴参加を認める。
- ②被害者の心情について代理人弁護士又は裁判官により聞き取り、審判へ報告する。

#### （4）医療観察対象者の処遇段階等における情報提供の改善について

現行の情報提供制度は、暫時改善されているが、対象者の処遇情報について制限があり、

病状の回復・社会復帰の促進に応じて、医療機関の判断と本人の同意による見直し・改

善が必要。

#### （5）保護観察所における被害者支援について

保護観察所の社会復帰調整官の職務は、医療観察対象者の処遇対応が基本で、被害者の相談等は統括調整官が対応しているが専任の被害者担当配置による改善が望ましい。

#### （6）被害者等を含む施策検討協議会の設置について

「第5次基本計画」の被害者支援施策の具体化と、更なる改善に向けて被害者等を含む、医療・司法・研究者等関係機関による施策検討協議会を設置し、適宜開催する。

以上（令和7年11月記）